平成28年度

八代市議会経済企業委員会記録

審査・調査案件

1. 所管事務調査 ………… 1

平成 2 8 年 6 月 2 3 日 (木曜日)

経済企業委員会会議録

平成28年6月23日 木曜日 午前9時26分開議 午後0時29分閉議(実時間 77分)

〇本日の会議に付した案件

- 1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査 (管内調査(熊本地震に係る農林水産関係 被害状況))

(熊本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等について)

(熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等について)

(八代農業振興地域整備計画の全体見直し について)

〇本日の会議に出席した者

委員長 大 倉 裕 一 君 上村哲三君 委 員 委 員 橋 本 隆 一 君 委 村川清則君 員 委 員 山 本 幸 廣 君 委 員 矢 本 善 彦 君

※欠席委員 笹 本 サエ子 君田 中 安 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

〇説明員等委員 (議) 員外出席者

農林水産部長黒 木 信 夫 君農林水産部次長枩 島 道 則 君農林水産政策課長小 堀 千 年 君農業振興課長兼
食肉センター場長豊 田 浩 史 君

経済文化交流部長 宮村明彦君

〇記録担当書記 土田英雄君

(午前9時26分 開会)

○委員長(大倉裕一君) それでは、改めまして、おはようございます。 (「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

ごらんのとおりの天候でございまして、余震もまだ続いている状況でもございます。いつ何どき、どのような状況変化があるかもわかりませんけれども、今回、経済企業委員会を開くことにしておりますが、先ほどのような状況が発生しましたとき、また、状況変化とか執行部のほうがですね、これに対応しなければならないような状況が出ましたときには、委員会のほうも中断をさせていただいて、そちらのほうに執行部の対応をお願いさせていただくということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(管内調査(熊本地震に係る農林水産関係被害状況))

○委員長(大倉裕一君) 本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査を議題とし、管内調査を行い、帰庁後、3件の報告を受けることといたしております。本日の日程につきましては、お手元に配付の行程表のとおりでございますが、管内調査の行程などについて、執行部から説明を求めます。

枩島農林水産部次長。

○農林水産部次長(枩島道則君) 皆さん、おはようございます。 (「おはようございます」と呼ぶ者あり) きょうは、農林水産部の被害状

況の現地調査ということで、お世話になります。

お手元にありますとおり、行程表をこちらの ほうで作成いたしております。この後、北新地 の東区の農地を見まして、ここの行程にありま すように7カ所現地を見ていただきたいという ふうに思っております。この中で、滞在時間を 大まか書いてありますけれども、委員さんたち の意向等によりまして、若干短くなり、または ちょっと長くなるかもしれませんけれども、最 終的には鏡支所に11時25分までには帰りた いというふうに考えておりますので、どうかよ ろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長(大倉裕一君) ただいまの説明について、何か質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) ないようでしたら、 管内調査のため、しばらく休憩いたします。

(午前9時28分 休憩)

(午前11時12分 開議)

○委員長(大倉裕一君) それでは休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開いたします。

ただいま視察してまいりました管内調査について、質疑、御意見などはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(大倉裕一君) よろしいですか、ないですか。

それでは、以上で管内調査を終了いたしま す。

お疲れさまでした。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(能本地震に係る経済文化交流部関係の被害状況等について)

〇委員長(大倉裕一君) 次に、産業経済の振

興に関する諸問題の調査に関連して3件、執行 部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

それでは、まず、熊本地震に係る経済文化交 流部関係の被害状況等についてをお願いいたし ます。

宫村経済文化交流部長。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) おはよう ございます。(「おはようございます」と呼ぶ 者あり)視察お疲れさまです。ただいまから、 熊本地震に関する、経済文化交流部関係の被害 状況について報告させていただきます。座って 説明させていただきます。よろしくお願いいた します。

お手元に、さきにお配りいたしておりますまず一覧の1ページをごらんいただきたいと思います。表が3ページにまでわたっておりまして、その後写真を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、表の区分のところ、商業をごらんいた だきたいと思います。

被害件数、私どもで把握しておりますのが6 8件。被害額といたしまして、2億3472万 3000円でございます。

内容につきましては、そこに書いております、旧八代市という言葉使っておりますが、旧八代市の建物が一部損壊が8件あっております。その他、崩壊の恐れがあるのが3件。そして、アーケード等全半壊が1件、一部損壊が9件、その他といたしまして1件。設備・備品関係で破損しているものが8件。商品の在庫に損傷したものが20件。その他、商品入荷の遅延等が10件ございました。

それから、東陽町に関しましては、建物の一部損壊、瓦の落下等でございますが1件、千丁町におきましては、建物の一部損壊が3件、瓦の落下等でございますが3件ございました。鏡町では、設備・備品破損、これはショーウイン

ドー等でございますが2件。それから、商品在 庫等の破損が1件。それから、その他としまし て、旅行予約のキャンセルが1件でございま す。

続きまして、その下ですが、工業が10件ご ざいまして、被害額が5億円でございます。

先日視察をしていただいたとおりでございますが、そこに書いているとおりでございます。 先日視察していただいた以外に、下のほうから 3行目、サンテック八代工場さん、加工機の破 損、それから中川パッケージさんの八代事業 所、建屋の傾斜・沈み等。それから、上組さん が倉庫部分の地盤沈下となっております。

若干、写真を添付しおりますのでごらんいただきたいと思います。 7ページと8ページになります。

7ページが商業関係の被害状況でございまして、アーケードの天井部分の損傷、その下が、店舗の看板、あるいは壁の落下の状況です。一番下のほうが、破損がひどい店舗さんの中の天井のひび割れ、あるいはショーウインドーの一部破損でございます。

工業関係におきましては、これは、外港工業 用地の工場さんですけども、建屋の周辺敷地の 液状化、あるいは沈み、それから工場内の床、 これ、段差がここに生じておりましたりとか、 あるいは亀裂が走っております。一番下のほう ですが、傾斜がある、建屋の傾斜も見られると いうところでございます。

以上が、商業と工業でございます。 続きまして、観光施設でございます。

9件ありまして、被害額が1123万900 0円です。まず、順番にいかせて、資料の上か ら説明させていただきます。

東湯――日奈久東湯ですけども、送湯管の破損。これは、予算を計上させていただいているところでございます。

それから織屋さん、レンガ倉庫のれんがが崩

落して、雨漏りの応急処置。

それから、さかもと館、地盤沈下による施設の傾き、瓦の落下による雨漏り、壁の破損、床のひび割れ等でございます。

球麗温、屋根の雨どいの破損、基礎部分の崩落、階段部分の崩落、でございます。

それから、菜摘館、これ東陽にある菜摘館ですけども、施設裏にあります地盤の亀裂が生じております。

それから平家の里、泉町ですけども、食堂の 屋根が壁側に傾いて、はりや柱がゆがみが生じ ていると。あるいは、敷地内に亀裂が走ってい る等々でございます。

それから、左座家、石垣の崩壊が見られる。 それから、白岩戸公園ですが、駐車場トイレ の上部の山腹の崩落が、崩壊が見られるという ことでございます。

観光施設の写真は、1ページからつけております。

まず、道の駅さかもと――地盤沈下ですか、 さかもとでも地盤沈下。それから、下のほうの 写真は屋根が落ちて、落下している写真です。 右側2ページもそうです。瓦が落下している写 真です。下のほうの写真は傾きが見られるとい うところで、補強工事を、応急措置をさせてい ただいた写真でございます。

3ページが、日奈久中町の民家の家ですけども、なまこ壁が崩落しております。日奈久温泉街2の写真もそうです。それから、日奈久温泉街3のところですが、道路の下に送湯管を埋めておりますけども、丸で囲ったところから亀裂が生じて、お湯が漏れているということでございまして、応急処置をさせていただいているところでございます。

4ページが左側が織屋、右側――真ん中ぐらいになりますけどもレンガ倉庫です。レンガ倉庫の側面の瓦部分が織屋に落ちている、落下しているということでございます。下のほうの写

真は、レンガ倉庫の内部の写真です。

次のページ5ページが、同じくレンガ倉庫の 崩落を外から見た写真でございます。丸で囲っ たところにれんがが落ちております。織屋旅館 の台所、雨漏り状況です。それから、水浸しに なっているというようなことを書いているとこ ろです。

6ページは五家荘の崩落箇所を地図上で示させていただいて、写真をつけさせていただいて いるところでございます。

以上が、観光施設でございます。

一覧表といたしましては、2ページごらんい ただきたいと思います。

文化財でございますが、25施設、1億62 21万9000円ございます。これに記載のと おりでございますが、主なもの、国の施設を紹 介させていただきますと、国指定の十三重塔、 塔身亀裂、これ、笠部一部損壊でございます。 金額は被害額です。

それから、旧郡築新地甲号樋門、天端の陥没 が2カ所でございます。

それから、松浜軒の大蔵損壊、白菊の間の破壊が見られます。あるいは、それ以外に灯籠が複数倒壊しているところでございます。

ごらんになられた方も多いと思いますが、八 代城跡の石垣が崩落しております。

それから、郡築二番町の樋門が袖石垣部がわずかにたわんでおります。

それから、シャトル聖パウロ修道院記念館が 建物が傾斜したり、あるいは内外壁に亀裂が生 じております。

それから、旅館金波楼さんのれんがの煙突が 損壊をしているところでございます。

写真といたしましては、9ページをごらんいただきたいと思います。

十三重の石塔、それから、松浜軒、八代城 跡、パウロ、それぞれそこに書いている写真を つけているところでございます。よろしくお願 いいたします。

続きまして、スポーツ施設でございます。 2 ページの下のほうになりますが、 9 カ所。被害総額といたしまして、 5 億 5 3 3 2 万 8 0 0 0 円です。

まず、総合体育館ですけども、大アリーナと 小アリーナが破損しております。

それから、北新地グラウンドが液状化、地割れが生じております。

東陽スポーツセンターについても、天井破損をしております。これまでも説明いたしておりますように、総合体育館の大アリーナ、それから東陽スポーツセンターについては、つり天井の工事がされておりますために、今後、調査、設計いたしまして、今後、工事が必要となりまして、時間も少々必要となるというところです。

それから、市民球場は防球ネットのブレスを 破損しております。

武道館は天井ボード、あるいは道場の屋根の 防水屋根が破損しております。

千丁体育館は軒天ボード、あるいはアリーナ の照明カバーが外れております。

鏡体育館はアリーナの照明カバーの外れ、それから、鏡武道館につきましては、天井ボードの張りかえが必要、市民プールは和室の壁等の 改修工事が必要ということでございます。

繰り返しそこに米印で書いておりますが、総合体育館、東陽スポーツセンターにつきましては、実際の被害として、天井ボードの一部落下や天井部材の落下等が見られたことから、アリーナつり天井落下防止対策として天井改修を行うものと書いているところです。

体育館に関しましては、10ページから写真 をつけさせていただいているところです。

10ページが大アリーナ。11ページが小アリーナ、12ページも小アリーナ。

それから、13ページが東陽スポーツセンタ

一、13、14が東陽スポーツセンターです。それから、15ページが北新地のグラウンドでございます。15ページ、16ページです。

最後ですが、その他の施設としまして、民間 観光施設等をごらんいただきたいと思います。

27施設、2億6877万円。ホテルウィン グ八代さん、配管・外壁の破損・亀裂等々で、 ここに記載をしておりますように、ホテル、旅 館さんもかなりの被害をこうじていらっしゃる ところでございます。

写真のページはございません。

以上、簡単でございますが、経済文化交流部 関係で掌握しております被害状況につきまして、報告させていただきます。

以上です。

○委員長(大倉裕一君) それでは、本件について、何か質疑、御意見などはございませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) ないようでしたら、 以上で熊本地震に係る経済文化交流部関係の被 害状況等についてを終了します。

執行部入れかわりのため、小会いたします。

(午前11時25分 小会)

(午前11時27分 本会)

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(熊本地震に係る農林水産部関係の被害状況等について)
- ○委員長(大倉裕一君) 本会に戻します。

次に、熊本地震に係る農林水産部関係の被害 状況等についてをお願いいたします。

〇農林水産部次長(枩島道則君) 先ほどの現 地視察、大変お疲れさまでした。

本年4月14日に発生いたしました熊本地震 から、もう2カ月が過ぎております。余震がい まだ続いております。今回の地震では、皆さん 御存じのとおり、益城町を初め、本市におきましても多大な被害があっております。多くの被 災者の方々に、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本市における熊本地震に係る農林水産 部関係の被害状況等につきまして、御報告をさ せていただきます。座って説明させていただき ます。

資料の確認をさせていただきます。資料が、 表題に熊本地震に係る農林水産部関係の被害状 況等について。ページ数が11ページものの1 冊となっております。ございますでしょうか。

それでは、まず、被害状況について説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。

1ページが、今回、農林水産部関係の総括表でございます。平成28年6月3日現在で取りまとめておるところでございます。

まず、農業関係被害ですけれども、農作物、 0.75ヘクタール、被害額19万円でござい ますが、これは、0.75ヘクタールの一部で 振動によるメロンの落下によるものでございま

続きまして、ハウス10ヘクタール。3億8 770万円。これは、液状化によるハウスの傾きでございまして、38棟になっております。

続きまして、市有施設、建物、農村公園、これにつきましては、建物等の破損5カ所、31万円になっております。

続きまして、農地等の田んぼでございますけれども、7.1~クタール、1970万円。水田のハウス、圃場の液状化とのり面の一部の崩壊によるものでございます。

畑0.9ヘクタール、2030万円。これは、 のり面の石積みの一部崩壊によるものでござい ます。

続きまして、農道15カ所、1730万。路 面の亀裂、落下等によるものでございます。

用水路19カ所、5690万円。用水路の継

ぎ目のずれ等によるものでございます。

排水路14カ所、1億3770万円。排水路 の構造物の浮き上がり、または横滑り等による ものでございます。

排水機場2カ所、45万円。冷却水給水配管 の破損等によるものでございます。

海岸20カ所、2億2320万円。内堤護岸 ブロックの一部亀裂、堤防道路のクラック等に よるものでございます。

農業関係被害、合計しますと、8億6375 万円となります。

続きまして、林業関係でございます。

林道74カ所、4415万円。崩土、落石、 のり面崩壊によるものでございます。

山地崩壊5カ所、3200万円。山腹崩壊に よるものでございます。

作業道2カ所、40万円。崩土によるもので ございます。

林業関係、被害合わせますと7655万円に なります。

続きまして、水産業関係被害ですけれども、 漁港7カ所、11万円。これは、漁港の堤防の クラックによるものでございます。

水産物1カ所、100万円。これは、アユの 稚魚が飛び出したことによる被害でございます。

養殖施設4カ所。3095万円。養殖水槽の クラックによるものでございます。

水産業関係被害、合計しますと3206万円 となり、農林水産部関係被害、合計としまして は、9億7236万円になります。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページが農産物、農業施設、市有施設の被害の位置図でございます。

下の表をごらんください。緑の部分が農作物の被害でございます。赤の部分が農業用施設の被害の位置図――印でございます。そして、青の部分が市有施設の場所となっております。

写真の中央の左側、ハウスの写真ですけども、

これは先ほど現地視察されたところでございます。それから、2枚上の写真が左側が昭和運動 広場、右側が農事研修センターというような形で写真を掲載させていただいております。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページが農地・農業用施設の平地部でございます。下の表をごらんください。凡例ですけども、赤いのが農地、茶色が農道、青が排水路、緑が排水機場ということで区分させていただいております。

右側の表が、各管内ごとの被害状況の件数等を載せていただいております。右の表が用水路ということで、地図には表示しておりませんけども、北部土地改良区管内の9カ所、南部土地改良区管内の8カ所、そして八の字土地改良区管内の2カ所というような形の被害状況となっておるところでございます。

写真のほうを御説明いたしますと、右側の写真、これの上の写真が先ほど現地視察をしたところで、底盤上昇、要は三方張りが浮き上がった状況の写真でございます。そして、その下の写真が昭和同仁町の写真でございまして、滑動――、要は地震によって振動に横にずれたというような状況でございまして、この写真の奥のほうを見ていただきますと、少し曲がっているような状況があるかと思います。そういった状況で横滑りした写真という形になります。

それから、下の写真が底盤上昇の写真ということで、昭和同仁町の農道破損は先ほど現地視察をしたところでございます。右側の写真ですけども、右側の下の写真が千丁管内の路面の亀裂の写真です。その上が鏡町、北新地それから塩浜の排水路の底盤上昇の写真でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページにつきましては、東陽町と泉町をそれぞれ出しております。

まず、東陽町ですけども、農地の田の被害が 10カ所、農道被害が3カ所となっております。

写真のほうですけども、右側の写真、これが小浦地区の農地の石積みが崩壊している状況の写真でございます。そして、右下の写真、これは矢印が示してございませんけれども、地図の中で一番上の部分です。東陽町の南多野々の農道亀裂、この写真でございます。それから、右側の写真が河俣地区の石積崩壊の写真になっております。

それから、下のほうが泉町でございまして、被害状況が農地、畑、9カ所で石積崩壊の写真でございます。右上の写真が下岳、石積みが崩壊しているところの写真でございまして、その右側の2つの写真が深山、石積みが崩壊しているところの写真でございます。

続きまして、5ページをお開きください。 5ページが林業関係被害の位置図でございま して、まず、旧八代市・坂本管内でございます。 下の表をごらんください。

まず、凡例の中で補助災――、赤い丸がしてありますけれども、この印としましては、国の災害復旧費に申請する被害箇所ということで、見ていただければいいかと思います。それから、青が山地崩壊、緑が作業道施設という形で被害状況を示しております。右の黄色い部分が、それぞれの被害箇所を示しているところでございます。

写真のほうを説明いたしますと、まず、一番 上の右側ですけども、これは、林道袈裟堂深水 線ののり面が崩壊しているところの写真でござ いまして、その右斜め下の写真がこれは同じく 袈裟堂深水線の林道が路面に亀裂がしていると ころ。その右上が同じく袈裟堂深水線の落石の 状況の写真でございます。それから、中央の左 側の写真は、鶴平線が崩土している状況でござ いまして、その一番下の写真、中央下の写真が 山渋線の崩土の状況の写真でございます。それ から、その斜め右が、坂本山江線が崩土してい る状況の写真でございます。なかなか、路線名 が小さくて見えにくいかと思いますけれども、 御容赦願いたいと思います。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページが東陽町、それから泉町管内の林業 関係の位置図でございまして、下の右側の表を ごらんください。

先ほど説明しましたように、赤い丸が国の災害復旧費の申請の被害箇所となっております。 青が山地崩壊の部分という形になりまして、右側の黄色いところがそれぞれの被害の箇所数を示しているところでございます。

写真のほうを御説明いたしますと、上の右側の写真ですけれども、これは岩奥南川内線でのり面が崩壊している状況の写真でございます。 それから、上右のほうが福根線の崩土の状況の写真でございます。そして、その右下の写真が久連子椎原線ののり面が崩壊しているところの写真でございます。そして、左側の下の写真が泉五木線ののり面が崩壊しているところの写真となっておるところでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

7ページが水産関係の被害状況の位置図でご ざいまして、右下の表をごらんください。

まず、青が漁港の被害箇所になっております。 そして、緑のほうが水産物、先ほど言いました ようにアユの稚魚が飛び出したというところの 被害があっているところでございます。そして、 最後に赤丸が養殖施設の被害でございまして、 写真を見ていただきますと、左上の写真が大鞘 漁港のクラックが入っている状況の写真でございまして、中央の右側が、これは北村養鯉場で 養殖水槽にクラックが入っているところの写真 でございます。最後に、左下の写真が八代水産 におきまして、養殖水槽のクラックが入っているところの写真でございます。

以上で、農林水産部関係の被害状況を終わります。なお、一昨日、20日から21日にかけまして、八代地域を含みます九州北部、中央で、

猛烈な大雨が続き、本市の林道では大小含めまして多くの土砂崩れが発生しておりまして、1 1路線が通行どめとなっておりますが、幸いにも、孤立する集落はあっておりません。今後、早急な対応を行ってまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

それでは、引き続き8ページの熊本地震被害 による被災農業者等への支援対策について御説 明させていただきますが、その前に、今回の熊 本地震の農業被害に対する支援策につきまして は、御存じのとおり、国や県からも各種対策が 打ち出されているところでありまして、既にそ の一部は今回の6月議会におきまして、御審議 をいただき採択を受けたところでございます。 これから説明します事業につきましては、国、 県の方針もあり、また、市としましても農業生 産の回復に向けて、被災された農家の方々が一 刻も早い施設の復旧と経営の立て直しをしてい ただくために、早急に取りかかる必要がありま したことから、事業に取りかかっているところ であります。今後、農家の方々の申請を取りま とめまして、補正予算をお願いすることになる かと思いますが、どうか御理解をいただきます ようよろしくお願いいたします。

それでは、8ページに関する項目につきましては、農林水産政策課の小堀課長より説明をさせていただきます。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) お疲れさまでございます。

ただ今、次長が申し上げましたように、私のほうからは、今後実施していく予定の復旧支援事業、特に、個々の農家への支援策でございます、被災農業者向け経営体育成支援事業と、国、県の金融支援策につきまして、御説明させていただきたいと思います。座らせて説明させていただきます。

資料は、8ページでございます。

まず、被災農業者向け経営体育成支援事業の 概要でございます。この事業の対象者は、当然 今回の熊本地震で被災した農家さんというよう なことになります。

それと、支援内容でございますが、①から④に書いてございますが、具体的にいいますと、本市の場合は園芸用のハウス、それから農舎、それとその農舎ともに壊れた農業機械等が多いのではないかというふうに想定しているところでございます。

それと、資料の補助率というふうに書いてございますが、これは、再建分と撤去分で分かれておりまして、再建分が9割以内、その内訳としまして、国が10分の5、県と市町村がそれぞれ10分の2ずつというふうになっております。それと、撤去分につきましては、定額でございまして10分の10ということで、その内訳は、国が10分の5、県と市町村がそれぞれ10分の2.5ずつというようなことになっております。

なおですね、米印で書いておりますが、市町 村負担分につきましては、特別交付税措置が予 定されております。しかしながら、その具体的 な割合につきましてはですね、国のほうからま だ示されていないところでございます。これは 参考までにでございますが、26年でしたか、 雪害がございましたときに、同様の措置が講じ られまして、そのとき、再建部分につきまして は、市町村負担の7割が特交措置、撤去分につ きましては8割が――、市町村負担の8割分を 特交措置といった措置がなされたところでござ います。せんだって、県の説明会がございまし たときに、県のほうからは、その雪害のときと 同等、もしくはそれ以上の特交措置を国に対し てお願いしているというような御説明があった ところでございます。

次に、再建の要件、撤去の要件というような ところを書いてございますが、これにつきまし ては、この事業を実施するに当たり必要となる 書類ということで、そこに記載しておりますと おりでございます。

それから、募集につきましてでございますが、既に1次募集が行われておりまして、県の提出の締め切りが6月末となっておりますことから、本市では6月1日から20日までとしたところでございます。なお、国のほうではですね、被害の大きい地域が今回の申請に間に合わないといったことも考慮されまして、2次募集、3次募集というところも予定されているところでございます。2次募集が8月下旬、それから3次募集が1月——年明け1月というふうなところで、アナウンスされているところでございます。本市におきましてもですね、必要に応じまして国からの募集案内に合わせて農家への募集を行っていきたいというふうに考えております。

それと、周知方法でございますが、今回の1 次募集につきましては、市のホームページへの 掲載と農業情報配信メールでお知らせしました ほか、当然これだけでは周知が行き渡らないだ ろうということから、6月9日の日に、午前と 午後、2回の事業説明会を実施したところでご ざいます。説明会を実施するに当たりましては、 JAさんの御協力をいただきまして、農家組合 組織などを通じて全農家へ説明会の案内通知と その裏面には事業の概要を掲載した文書を配ら せていただいたところです。参考までにですね、 10ページ、11ページにその写しをつけてお ります。

この日はですね、県とJAに加えまして、九州農政局からも来ていただきまして、説明会に加わっていただいたところでございます。ちなみにこの事業説明会の出席者は、2回合わせて150名でございました、約150名でございました。今後ですね、次長が申し上げましたように、9月以降の議会で補正予算をお願いすることになるかと思われますが、その際はどうか

よろしくお願い申し上げます。

次にですね、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。これは、金融支援についてでございますが、これについては、国と県がそれぞれ支援策を打ち出しているところです。

国のほうの支援策でございますが、(1)の借入限度額の引き上げ、(2)の5年間の無利子化、(3)の無担保無保証人での貸し付けといったところが盛り込まれております。

(1)の借入限度額の引き上げというのの対象となる資金は、農林漁業セーフネット資金、これは運転資金でございます、と②の農林漁業施設資金、こちらは文字どおり施設整備のための資金でございますが、この2つとなっております。限度額の引き上げということで、そこに、資料に書いておりますような内容で引き上げ措置がなされるというところでございます。

それと(2)の5年間の無利子化、それから(3)の無担保・無保証人での貸し付けという部分につきましては、今申し上げました2つの資金——、セーフネット資金と施設資金に合わせまして、農業経営基盤強化資金、通称スーパーL資金というふうに言っておりますが、これを加えました3つの資金が対象となっておりまして、通常の利率0.1%が全額国の負担により5年間の無利子化と、無担保・無保証人で融資が受けられるといった措置がなされているところでございます。

次に、県の金融支援でございますが、実は、 県は国に先立ちまして、いち早くこの支援策を 打ち出されました。

内容を見ていただければわかりますように、 対象者が被害程度によって限定されていたりで すね、利子補給が基本2分の1であったりとか、 その利子補給期間が国より若干短かったりとい った、あとから出されました国の支援策のほう が借り手にとっては有利な内容となっておりま す。したがいまして、当然、国の支援策を優先 して利用することになると思われまして、県の ほうはまずないかなというふうには思われます が、仮に県の支援策のほうを利用された場合は、 負担割合というところにありますように、利子 補給について、市町村負担がございますので、 こちらの対象者が出た場合にはですね、9月以 降の議会におきまして、また、補正予算をお願 いすることになるかというふうに思います。

なおですね、この国のほうの金融支援策につきましては、市町村負担もございませんし、また、国の直接事業でございますので、予算的には市を経由していかないために、市での予算措置の必要はないというようなところでございます。

以上、今回の熊本地震におきます支援策の中でですね、現在進めている、あるいは今後実施していく予定の、個々の農家への支援策、被災農業者向け経営体育成支援事業と金融支援策について御説明申し上げました。今回の、被災された農家の方々にですね、一刻も早く施設の復旧と経営の立て直しをしていただくため、そして、それを市の農業の発展につなげていくため、御理解と御協力をお願いしまして、私のほうからの御説明とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(大倉裕一君) 本件について、何か 質疑、御意見などはありませんか。

山本委員。

○委員(山本幸廣君) 小堀課長、ありがとう ございます。

一次審査で150件ぐらいだったかな、今、 説明の中には。ちょっと、今、私……150名 かな……。

- 〇委員長(大倉裕一君)150名の参加。小堀課長。
- ○農林水産政策課長(小堀千年君) 150名 はですね、6月9日の日に実施しました説明会 の参加者の数が150名でございました。あ

と、電話での御相談が100件程度――延べで 100件、それから窓口へ来られた方が100件といった状況ということでございます。

○委員(山本幸廣君) 一次審査で説明会に来られた方々の内容等については、その審査をされた中で、そのうちに100人が、今、来られたようですけども、その、該当するようなそういうとこまでは、まだ、審査はしてないという、説明だけ、6月9日は。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) 一応、2 0日の日で一次募集分につきましては締め切ら せていただいたところで、今、その書類の審査 といいますか精査をしているところでございま す。現段階でですね、申請書という形で出され たのが47件ございます。この後ですね、県の ほうにそれを取りまとめて出すわけでございま すが、それまでに間に合う農家さんがございま したら、まだ、これからちょっと若干ふえてく る可能性はございますけど、一応、現時点では そういうところでございます。

○委員(山本幸廣君) 最後の資料のPの11 のところ、この関係資料を説明会で提出されたんですかね。どういう資料を出されたんですか、説明会に。委員会にも、よろしければ、その資料がもしも説明会に出してる資料があれば配付してくださいよ。2次募集、3次募集があるんでしょう。今、お願いが、私たちにあったからですね。委員長、そこあたりよろしくお願いします。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) きょうは 持ってきておりませんが、後ほど配付させてい ただければというふうに思います。

○委員(山本幸廣君) 後ほどで結構です。

小堀課長のほうから、今、説明があって、委 員にもお願いしますというようなお願いがあっ たからですね、その内容等の説明された中での 関係資料があればなということで、今、後から ということで、関係資料を配付してください。 後からですね。はい、結構です。

同時に私が言いたいのは、今回の震災につい て、これだけの条件――、条件というか、条件 が県の関係と国の関係ですぐ変わってくる、く るくる、くるくる変わってくる状況があるじゃ ないですか。県では2分の1の補助、極端な話 ですよ。補助率が2分の1。そしたら、国とし ては、また、はっきり言って3分の2とかです ね、そういう中で、最初に県に申請された方々 と、後から2次、3次のときには国のほうが優 遇性があったということになったら、国のほう で、優遇性というか補助率が高いということで すよね。そういうときのバランスというかな、 取り扱いのバランスというたらいかぬけども、 はっきり言って例をいえば、ハウスについて9 割補助があったでしょうが。ああいう形になら ないようにするためにはどうしたのかというこ とを、私のはっきり言ってからこれは要望にな るかもしれぬけどですね、そうならないよう に、やはりきちっとした中で、補助率の対応と いうのはですね、支援策の中でもしっかりして いただかなければ、これ、1次で終わればそれ で終わるんですよ。2次、3次と募集をかけて いくから、ああいう問題が出てくるわけだから ですね、ああいう問題にならないようにしてい ただきたいというのが私の考えですよ、です ね。そこあたりどうですか。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) 今回の被 災農業者向け経営体育成支援事業につきまして は、当初から、先ほども補助率のところで御説 明しましたとおり9割というようなところが定 められております。その内訳として、国が半分 出すよ、県と市が10分の2ずつですよという ようなところが明示されております。2次募 集、3次募集にあたって、ここの変更はないも のというふうには思っておるところでございま す。

○委員(山本幸廣君) ここに、市町村の負担

については特交の中で、軽減があるということを附帯で、米印で書いてあるでしょう。これについては、2次、3次募集もほとんど変わらないということで理解してよろしいんですか。

来年の1月、3月に、はっきり言って予約を したところが、特交について、いや、国はもっ と変わったんだと、市町村については軽減しま すよと。この数字は、ほとんど変わらないとい うことですよね、そしたら。それで理解してい いんですか、理解を。再建分としては、補助率 は9割でしょう。国が10分の5、県が10分 の2、市町村が10分の2。撤去分については 10分の10以内で、国が10分の5で、県が 10分の2.5、市町村も2.5。これについ て、米印に市町村負担についてはって書いてあ るじゃなかですか、軽減がありますよと。それ 以上に、軽減はないわけでしょう。あってこれ は百でしょうが。10分の5と10分の2て計 算すれば4。9割の補助では。特交措置がその 別にあるわけ、この中にもう入っているわけ、 軽減というのは。

○委員長(大倉裕一君) どっちが答えられますか。

黒木部長。

〇農林水産部長(黒木信夫君) はい。市町村 負担分に対して、今回、特交……、一部特交措 置を行うということで、負担の中に入ってま す。先ほど、2次募集、3次募集について、補 助率が変わらないようにということだったんで すが、今回ですね、2次募集、3次募集を行う のは、1次募集を今回実施したわけですが、皆 さんに行き渡ってないというか、申請漏れがあ ったりした場合があるかもしれないというよう なことを含めて2次募集、3次募集をかけてい こうという内容で、補助率そのものは、事業そ のものは全く変わりません。

今回1次募集した要項どおりでやっていくと いう。今回、場合によっては申請がおくれたり とかいうのがあった農家さんがいらっしゃった らいけないので、2次募集、3次募集をかけて いくということで御理解いただければと思いま すが。

○委員(山本幸廣君) 1次募集、2次募集の 期限を切って、先ほど報告があったじゃないで すか、ですね。あったから、募集を1年間、今 からですよ、来年の3月まで募集をする中で、 そんなにかかるかな、末端浸透。JAをとおし て、任意出荷団体を含めてからですよ。そら、 調査をするならば、末端浸透をするならば、ど ういうような方法でやるのかということで、な るたけなら、早めにするとかですよ。(「もち ろん」と呼ぶ者あり) 2次、3次募集してか ら、この数字が変わったならばいけないですよ ということの中で、先ほど言ったように、特交 については軽減がありますという米印が書いて あるけんでから、じゃあ、2月3月になると、 何か特交の軽減があるかなというふうに思った もんだからですね。(「時期的にですね」と呼 ぶ者あり) そこのあたりをしっかりしていただ

〇委員長(大倉裕一君) 答弁いいですか、要望で。

○委員(山本幸廣君) はい、よろしいです。○委員長(大倉裕一君) よろしくお願いしておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) 以上で、熊本地震に 係る農林水産部関係の被害状況等についてを終 了します。

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査(八代農業振興地域整備計画の全体見直しについて)

○委員長(大倉裕一君) 次に、八代農業振興 地域整備計画の全体見直しについてをお願いい たします。

小堀農林水産課長。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) 農業振興 地域の全体見直しについて――資料。はい、御 説明させていただきます。座らせてい説明させ ていただきます。

1番目に見直しの目的とございますが、これはなぜ見直しを行うのか、あるいは行わなければならないのかといったことにもなろうかと思いますが、この農業振興地域整備計画は、将来にわたり確保すべき優良農地を定めるほか、本市における農業振興のマスタープランとなる計画を定めまして、ところによりまして、基礎調査を行い、その結果を踏まえて計画で変更、すなわち見直しを行うということとでででいます。本市では見直しの前段として、基準調査を平成27年度から実施してきておりますが、本年度から見直しに係る事務を進めているますので、今後のスケジュール等を含めまして、御報告をさせていただくところでございます。

枠囲みの部分はですね、基礎調査に関する部分が書いてございます。市町村は農業振興地域について、おおむね5年ごとに整備計画に関する基礎調査として、政令で定めるところにより、農用地等の面積、土地利用、就業人口の規模等々の現況及び将来の見通しについて調査を行うものとするというようなことで、前回の見直しが平成21年でございました――21年度でございましたので、現在、地図及び現地調査をもとにですね、地番や現況を照合しまして、現在の計画との整理、いわば計画の洗い直しを行っているところでございます。

そこで、2番目の全体見直しを行うに当たっての基本方針でございますが、その前にですね、これは資料には書いてございませんが、基本的なところを少し御説明させていただきますと、この整備計画の見直しには、御承知のよう

に全体見直しと個別見直しがあるわけでございますが、全体見直しは市内全域を対象として将来にわたり確保すべき優良農地等を定めるもので、個別見直しのほうは全体見直しの後に発生しました緊急を要する除外や編入に例外的に対応するものといったものでございます。

なおですね、全体見直しにおきましても、農 用地区域からの除外を行います際には、個別見 直しと同様に具体的な開発計画が必要となりま す。過去の全体見直しにおきましては、市街地 周辺や、国、県道沿線において宅地化が見込ま れる地域については、全体見直しの際に除外を していたという経緯がございます。しかしなが ら、前回の平成21年度に行いました全体見直 し以降ですね、国、県の指導によりまして、除 外及び編入における運用が厳格化されまして、 除外については具体的な開発計画がなければ、 単に市街地周辺とか、国、県道沿線の宅地化が 見込まれる地域ということでは除外を行わない こととなったところでございます。

一方、編入につきましては、法の第10条第3項に該当する農地、すなわち農用地区域とは……失礼しました、10ヘクタール以上の集団的な農地については、編入も促進するということになったところでございます。

こうしたことを踏まえまして、資料のほうに 戻りまして、2の基本方針でございますが、本 市では法第10条第3項に規定する農用地区域 の設定基準に基づきまして、見直しを行うこと としているところでございます。

具体的には、黒の丸で3点ほど書いておりますが、10~クタール以上の集団的な農地等で除外地となっている農地については農用地区域への編入を行う。それから、地目、現況ともに、山林・原野・池沼等になっている農用地区域内の土地は除外を行う。それから、集落に介在したり、地形や自然条件などにより一体的な農業上の利用が見込まれない農用地については

除外を行いますと。こうした点を基本にです ね、見直し作業を行うこととしております。な お、農業以外の土地需要との調整を計るために ですね、他部署との連携を図りながら、総合計 画を初めとします諸計画との調和を図ってまい りたいというふうに思っております。

一方ですね、個別見直しの具体的な開発計画につきましては、本年度は9月の除外申請で対応することとしておりまして、3月申請分につきましては、法手続き中、これは後ほどスケジュールのところでもお話し申し上げますが、公告縦覧期間中でございますために受け付けを行わないこととしております。これにつきましては、広報やつしろの1月号及び5月号でもお知らせしているところでもございます。

それから、資料の下段のところなんですが、 これは参考として書いておりますが、合併前の 市町村におけます整備計画の変更の経緯等を書 いてございます。 21年度に前回見直しを行っ たということでございます。

資料は2ページに移って、3のスケジュール について御説明申し上げます。

ここは個別見直しと全体見直しを年度を並行して行うということで、2つ書いてございますけれども、全体見直しのところを御説明申し上げます。

4月には八代市農業振興地域整備促進協議会の専門委員会に全体見直しの概要及び方針につきまして御説明をいたしました。4月28日でございました。それから、8月から10月にかけまして、県と素案につきまして協議しながら作成してまいります。そして、10月の末にその素案を本市の専門委員会にかけまして、その後、親協議会でございます八代市農業振興地域整備促進協議会におきまして、変更案について承認を得たいと考えております。そして、11月中にはですね、県とのヒアリングによりまして、案の最終調整を行いたいというふうに考え

ております。その後ですね、県のほうでは、県の農振連絡会議、これは県の関係部署との協議でございますが、行われる予定でございます。年が明けまして、2月には県との全体見直しの事前協議を行いまして、これを受け、県では農振審議会におきまして全体見直しの事前協議に対する回答がなされます。ここで異議なしの回答があれば、市では全体見直し案の30日間の縦覧を行います。その後、15日間の異議申し立て期間を経ました後に、意義などなければ、早ければですね、3月末には県との法定協議を行うこととなります。法定協議におきまして、県知事の同意が得られれば、新計画の公告を行いまして、一連の法手続きは完了するというようなことになります。

以上が、今後の事務の流れというようなことになりますが、素案ができました際にはですね、当委員会でも再度御報告をさせていただきたいというふうに考えております。 時期的には、12月の議会あたりにできればというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(大倉裕一君) 本件について、何か 質疑、御意見はありませんか。

山本委員。

〇委員(山本幸廣君) まずもって、スケジュ ールについてお伺いをいたします。

今、小堀課長から4月の28日に専門委員会が開催なされたということですね。その中で、 全体見直しについての方針についての説明があったということでありますので、その方針について、この委員会で報告してください。

〇農林水産政策課長(小堀千年君) お手元の 資料のですね、1ページ目ですね、ここに基本 方針というようなところを先ほども御説明した ところでございますが、ここに記載してござい ます内容、同じ内容を説明申し上げたところで ございます。

○委員(山本幸廣君) そのような回答かなと 思ったんですけども、そのような回答でよろし いかなと私は感じたものですからですね。

今回、全体の見直しをすれば、市として、用 途地域の見直しも並行しながらですね、私の今 までの経験の中で、八代市がいかに活性化しな いかということをですね、目途の中で、今、私 は執行部にお伺いするんですけども、先ほど 来、小堀課長が言われたように、やはり、関係 ――農政以外の関係機関と連携しながらいかな いかぬと。私は、そのとおりだと思います。企 業振興であろうが商工であろうが、やはり開発 に関わる関係部署についてはですね、今、小堀 課長が切に御説明の中で言っておられたよう に、私は、それが一番重要であると思うんです よ。それと同時に、用途地域の見直しを絶対、 この農業振興地域の見直しをすると同時にです ね、用途地域を見直していかないかぬという。 それがもともと並行しない、うちはだいたいが 用途地域が後から、後――ジャンクションじゃ ありませんけども、農業振興地域を全体見直し をした後に、用途地域の見直しをするというよ うな流れをずっとやってきておったもんだから ですね、開発事業については、いろいろと問題 があってきとるというのをまずは指摘をしてお きますから、これについてはですね、じっくり 用途地域の見直しの担当部署ともですね、しっ かり連携をしながら、じゃあ、今回、農業振興 地域は全体的にどのような見直しをするのかと いうことのですね、私は事前の調査の中で、こ の5年間の調査の中でですね、動向の中で、経 済状況も含めて、どうやって次の全体見直しを したらいいのかですね、全体見直しではどうや って農業振興地域を確保して、生産性を高めて いこうかという、編入の問題も含めてですよ、 そういうのをまずは計画をせないかん。そして また、除外ができる地域については、除外をし

て、何を除外する、目的は何を除外するのか、 商業なのか工業なのか、それともどういう中小 企業なのかということでですね、そこで、農業 振興地域の整備の見直しをする。そして、ま た、用途地域の確保をする。その中で、いろん な企業が来たり、企業が来るわ、そして、ま た、農業ははっきりいって生産性が上げる。そ ういうのをやっぱり、全体的な見直しというの をしていかないかぬと。ばらばらでですねして いったらですね、そのような個人の、やはり個 別的な除外の問題、開発についてのドタバタの 開発事業ということで、5年間の中でどういう 開発するための企業が来るのかと、今、来てる のかと。じゃあ、今、来ていれば、どういうふ うにしてから整備を、農振を見直すのか、全体 見直しをしたらいいのかということは、私は、 用途を考える方々との連携をしっかり持ってい ただきたいと。これ、私のお願いです。そうし なければですね、企業来ないですよ。企業とい うのは、やはり、安いところにはざま――農振 と用途のはざまのところに来るのが企業なんで すよ。ならば、はっきり言って工業団地とか、 きちっとした開発でできる工業団地をきちんと ですね、計画をしていく。それを農振の見直し の中で計画をする。農業を守るだけじゃいけな いんですね。そりゃあ、農業は守らなきゃいけ ないですよ。だけども、その生産性を高めてや らないかぬ。それによって所得を得る、税金を 納めていただくという働きなんです。その中 で、工業団地をしっかりした、やはり工業団地 を開発する中、どれだけしたらいいのか。今、 企業はどれだけ来とるのかということをです ね、私は考えて、今回の全体の見直しをしてほ しいと思うんです。

今、スケジュールをずっと見たんですけど も、このようなスケジュールでいきますけど も、県とのヒアリング。県とのヒアリングは、 私たちは——私から言わせれば、やはり、市町 村の八代市が、専門委員会を通じてじゃなくて、執行部がこういうふうな全体見直しをやろうと、これだけの全体見直しをするということである程度方針決めて、面積も出して、そしてこういうことでどうかなということで、市全体の関係部署が考えるということが一番大事なんです。その後の県のヒアリングなんです、ですね。県のヒアリングしたら、ヒアリング急いでしてしまったらですね、はっきりいってから、枠の中に挟まってしもうて、何もできませんよ。それだけ私のほうから言っときますからですね。

そういうことで、スケジュールごとにですね 進めていただきたいと思いますが、まずは、そ の専門委員会のメンバー等も出してください、 専門委員会のメンバーですね。それも、資料提 出ください。

それとですね、今、私が一番問題だなって、 課長が言われた全体見直しの基本方針。この資料をですね、見させていただきました。その中で、目的はわかりますからですね、見直しの基本方針の①についても、編入というのはしっかりこれは考えていただきたいですね、全体見直しの中で。松江周辺とかですね、いろんなところがあります。今も臨港線周辺も含めてでありますけどですね、そういう片りんを考え、よく調査しながら進めていただきたい。

丸黒の1――中と下段ですけども、地目、現 況とともに山林、原野等について、農用地区域 内の土地は除外を行うと。これらについてもし っかり現況を見てくださいね。

3つ目の黒星のところの下段です。集落にということで、これが一体的な農業上の利用が見込まれない農用地については除外を行うということでありますので、全体見直ししかできないですよ、この下段の3つ目の黒のところは、ですね。個別はできません。山林から、二見地区、坂本地区、そしてまた東陽、高田などその

周辺等も含めてですけども、これは全体見直しでですねしっかり見直しをしなければ、個別見直しができないです、個人ですね、見直しが。だから、この黒の3については、市が全体として見直しをするというような形をですね、現況を見てください。草ぼうぼうで、はっきり言ってから、これは一種がかぶっておりますからですね。一種をどうやって、一種に認めるとか、一種に認めないような状況にあるのに一種ということで、田面上なっているじゃないですか。そういうのを、しっかりした全体見直しで進めてほしいということを言っておきますからですね、お願いをしておきます。

9月には申請の受け付けということで、素案の協議がなさるわけですね。9月にはですね、8、9ですね。その前に、職員の方々もしっかりとした、知恵を絞った全体見直しを進めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

いかがですかね、それについては。意気込みを聞かせてください。

黒木部長。

- 〇農林水産政策課長(小堀千年君) 委員長、 私のほうからよろしいでしょうか。(委員山本 幸廣君「どうぞ、どうぞ、いいですよ。委員 長、小堀課長で」と呼ぶ)
- **〇委員長(大倉裕一君)** いいですか。小堀課 長。
- 〇農林水産政策課長(小堀千年君) 御指摘のように、私たちは、農地を守って、農業を振興していくという立場ではございますが、当然、農業振興を含めまして、市全体の発展というのも、当然、念頭に置いて仕事をしていきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、農業以外の土 地利用との調整は十分図っていかなければなら ないというところで、他部署との、関係部署と の連携、ここの部分はしっかりやりながら、今 回の全体見直しを行っていきたいというふうに 考えておりまして、せんだってですね、6月2 0日の日には、計画の見直しに係る事業計画調 べというのを各課に照会文を出しておるところ でございます。これをもとにですね、今後、関 係課ともしっかりと協議をさせて、進めさせて いただきたいというふうに考えているところで あります。(委員山本幸廣君「はい、よろしい ですよ」と呼ぶ)

〇委員長(大倉裕一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) ないようであれば、 以上で八代農業振興地域整備計画の全体見直し についてを終了いたします。

次に、6月定例会で資料要求があっておりました、低コスト耐候性ハウス設置状況について、説明を求めます。

豊田農業振興課長。

〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史君)農業振興課豊田です。

お手元にお配りいたしました資料について御 説明申し上げます。

これ、平成24年度から本格的に導入が始まった、低コスト耐候性ハウスの28年度分まで、今年度分までのほうのを資料で載せております。

24年度—、それぞれですね、実施年度、 事業主体名、棟数、受益戸数、受益面積までの 部分が計画でございます。今回、新たに調べま して、その中で、規模拡大戸数、規模拡大面 積、これ、全くの新規で、更地にハウスを建て られるというところを抽出して挙げておりま す。

私は、さきの質問のときに、例年したら1割 未満もないということで御説明した、10%程 度で推移しているということで御理解いただけ ればと思いましたが、25年度は16%になっ

ております。というのは、これはですね、これ まで風速50メートル以上じゃないと、低コス ト耐候性ハウスは認められておりませんでし た。ところが、台風で風速35メートル以上が 10年以上風が吹いていないということが証明 できましたので、低コスト耐候性ハウスの要件 緩和で、風速35メートルまで、低コスト耐候 性ハウスで導入できますよというのが25年度 に要件が変わりましたので、このときに一気に 16%ほどですね、13戸、5.3ヘクタール の新規、規模拡大面積が出たところでございま す。その後はですね、12%とかそういう大体 1割から2割程度での推移というところで動い てたんですが、今年がですね、やはり、私ども もちょっと数字を確認しましてびっくりしまし たのが、規模拡大戸数が51戸、そして拡大面 積が16.6ヘクタール。これは、全くの新規 でございまして、65.9%というとことで、 例年にないぐらいの増加ということになってお ります。

以上でございます。

○委員長(大倉裕一君) 本件について、質疑、御意見はございませんでしょうか。
矢本委員。

○委員(矢本善彦君)今、戸数51と聞きましたけど、大体1棟幾らくらいかかるのか、金額、24年度に金額出てますか。

〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史 君) 低コスト耐候性ハウス、一般的にですね、 10アール当たりの金額でございますが、80 0万円から900万円というところで、見積も り――標準的な見積もりをしているところでご ざいます。

○委員(矢本善彦君) 低コストハウスで。

矢本善彦君「わかりました」と呼ぶ)

- 〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史 君) はい。そのとおりでございます。 (委員
- **〇委員(山本幸廣君)** 今、豊田課長から説明

受けてですね、これ、村川委員が質問された中でですね、説明……、資料請求したわけでありますけども、びっくりじゃありませんけどもですね、増加してるのはそれなりに私たちも把握しておるわけでありますが、村川委員が心配されたのは、やはり、面積がふえれば、過剰になったらどうなるのかということなんですよね。

ですから、やはり、熊本産のトマトについて ですね、施設園芸関係については、特にトマト なんですけども、これだけ面積がふえれば、じ ゃあ何を行政としてしたらいいのかということ は、やはり販売促進、販促をですね、いかに販 売を促進をして、熊本県の八代のトマトという のをですね、やはりブランド名の中でですね、 私はどんどん、どんどん行政もやはり市場な り、そしてまた、いろんなバイヤー等も含めて ですね、いろんな年に1回の総会等々じゃ、振 興会等々の会議じゃなくしてですね、年間通し て、やはり、販促に、販売促進に今の消費地に 行こうと、どういうふうな販促の仕方をしたら いいのかということを、改めてですね、それだ け面積がふえればふえるほど、私は力を入れて いかないけぬだろうと、そういうふうに思いま すが、いかがですか。

〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史 君) たしかに、供給過剰傾向ということはあ りますが、最も怖いのは産地が長期採りに、各 産地が長期採り始めまして、端境期が生じます と、2月後半から5月、6月までがちょうど端 境期になる。このときになりますと、新興産地 のものが出てきて、価格の乱高下が起きるとい うことがございますので、そこで、供給体制 の、計画的な供給体制をとっていかなければな らない。これ、生産者団体の方々と調整してい っていく必要があると思います。

一方で、販促ということで、市場のほうへの PRとか、あとフードバレーも含めましたフー ドバレー構想の中での海外への輸出などそうい ったものと、あとまだトマトの食べ方ですね、 冬トマトの食べ方などもですね一緒にパッケー ジとして消費地への提案をしていきたいという ことで、現在、いろんな部門で検討をしてい て、一部は取り組みを進めているところでもご ざいます。

以上でございます。

○委員(山本幸廣君) 今以上にですね、頑張っていただきたいと思います。これ、相場でありますから乱高下しますよね。株と同じですけども、だけども、それだけの、基本の土台はしっかりしとかないかぬということですね。年間5回行っとったのがやっぱ10回ぐらい販促に行くとか、いろんなデパートであろうが、市場であろうが、市場であろうがですね、それについては、行政みずからが八代市のトマトを売りに行くという、その心構えを持っとっていただければと思います。

輸出については、豊田課長、あんまり期待は しませんから。トマトの輸出なんか、何もフー ドバレーだからっていってから、ああいうこと しないほうが、かえっちゃいいですよ。まず は、国内需要の中で、どうやって需要を高めて いくかということが一番大事です。だから、や っぱしこんにちは料理じゃありません、きょう の料理じゃありませんけど、食べる方法、そう いうところに力を入れたらいいと思います、で すね。よろしくお願いしときます。

〇委員(村川清則君) この16.6ヘクター ルがそのままトマト作付面積のプラスになると いうわけじゃなかですよね。

〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史 君) そのままプラスになる傾向であります。 (委員村川清則君「そうですか」と呼ぶ) (発 言する者あり)

○委員長(大倉裕一君) 村川委員。いいですか。(委員村川清則君「はい」と呼ぶ)

以上で、低コスト耐候性ハウス設置状況につ

いてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何 かございませんか。

○農林水産部長(黒木信夫君) 執行部から1 件ほどお知らせをさせていただきたいと思いま すが、豊田課長のほうから説明をいたします。

〇農業振興課長兼食肉センター場長(豊田浩史 君) このたび、熊本地震の災害におきまし て、各地域で仮設住宅が建設されております。 仮設住宅の建設に当たりまして、仮設住宅のコ ロニーに集会場の建設も進められております。 仮設住宅のほうには、JAさんのほうから八代 産畳表を積極的に導入していただきたいという 申し入れもされて、県のほうが配慮いただい て、八代産畳表を使った畳の敷設が進んでいる ところでございます。約1万枚。今後、100 0枚か2000枚ぐらいふえてくるところでご ざいます。そういった中で、集会所につきまし てですね、これまで私ども各被災地域に支援し てきておりましたので、今回、JAさんの御提 案もありまして、JAさんと熊本県い製品販売 振興協会、それと八代市の3者が連携しまし て、集会所のほうに八代産畳表を敷設して支援 していこうではないかということで、今回、御 報告させていただきます。

敷設する箇所でございますが、みんなの家という集会所でございますが、約50棟ございます。これで、いまだに畳表の契約が未契約のところ30棟ございます。枚数にして250枚でございます。こちらに対しまして、八代産畳表で支援をしていきましょうということで、そちらの集会所に御利用されます被災者の方々が少しでも癒して、心を癒していただければということで、今回も支援させていただくということで、現在進めております。

以上でございます。

○委員長(大倉裕一君) 本件について何かありませんか。

山本委員。

○委員(山本幸廣君) JAに、JAは今年は はっきり言ってから剰余金上げとうけんでから たい、4億も剰余金上げとうけん、JAに全部 払わせればよかったい。

以上。

○委員長(大倉裕一君) 以上で、本日の委員 会の日程は全部終了いたしました。これをもっ て経済企業委員会を散会いたします。

(午後0時29分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に より署名する。

> 平成28年6月23日 経済企業委員会 委員長